

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. 企業間の連携（取引先や関係企業と適切に連携し、品質に関する技術や情報の共有を通じて、相互理解と信頼に基づく公正で健全な取引関係の構築に努めています。）
- d. グリーン化の取組（原材料に植物由来の素材を積極的に採用し、環境負荷の低減と脱炭素化に取り組んでいます。）
- e. 健康経営に関する取組（当社は、従業員の心身の健康を重視し、定期健康診断やストレスチェック、産業医と連携した健康相談体制の整備を通じて、安心して働く職場づくりに取り組んでいます。）

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のはばかに積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

- ・外国人技能実習生ならびに特定技能外国人に対し、人権を尊重し、過度な要求や法令違反につながるおそれのある不適切な条件での取引は行いません。

2026年1月7日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社ワーク

企 業 名

代表取締役社長 紙田 類之

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。